

(表)

誓約書

令和 年 月 日

糸島市長 あて

住所
氏名又は名称
代表者名

私は、糸島市が糸島市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反した場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 工事請負契約書第 43 条第 1 項第 6 号（以下「暴力団排除条項」という。）のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 糸島市指名停止等措置規程に基づく指名停止の措置を受けている者及び暴力団排除条項に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。
- 4 暴力団排除条項に該当する者を下請負人としていて、糸島市から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※暴力団排除条項については裏面にてご確認ください。

(裏)

【工事請負契約書抜粋（暴力団排除条項）】

(発注者の解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(略)

(6) 受注者又は受注者の役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には、その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と密接交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 発注者は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

3 第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 発注者は、糸島市指名停止等措置規程（平成22年1月1日告示第24号）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第43条第1項第6号に該当する者を下請負人としてはならない。

2 受注者が第43条第1項第6号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。

3 下請契約が解除されたことにより生じる下請契約当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。